

このたび、電子申請における利便性向上のため、入力チェック機能の追加や受付方法の見直し等を行いました。是非電子申請を御利用ください。詳細はHPに掲載しています。(https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/recycle/sangyohaikibutsu/1049467/1017716.html)

報告書	様式	報告を要する事業者	報告内容	提出部数	電子申請
法第12条の3第7項に定める報告 (産業廃棄物管理票交付等状況報告書)	法施行規則様式第3号	産業廃棄物の処理を他者に委託して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者(二次マニフェストを交付した中間処理業者を含む。)	令和4年度1年間におけるマニフェストの交付状況	1部(報告者控を除く)	○
法第12条第9項に定める計画 (多量排出事業者産業廃棄物処理計画書)	法施行規則様式第2号の8	令和4年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者	産業廃棄物の減量、処理等に関する計画	2部(報告者控を除く)	○
法第12条第10項に定める報告 (多量排出事業者産業廃棄物処理計画実施状況報告書)	法施行規則様式第2号の9	令和4年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	計画の実施状況	2部(報告者控を除く)	○
法第12条の2第10項に定める計画 (多量排出事業者特別管理産業廃棄物処理計画書)※	法施行規則様式第2号の13	令和4年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者	特別管理産業廃棄物の減量、処理等に関する計画	2部(報告者控を除く)	○
法第12条の2第11項に定める報告 (多量排出事業者特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)※	法施行規則様式第2号の14	令和4年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	計画の実施状況	2部(報告者控を除く)	○
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条に定める届出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則様式第1号(1)	事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物等を保管する事業者	令和4年度1年間のPCB廃棄物等の保管及び処分状況	3部(報告者控を除く)	—